

令和2年生駒市農業委員会第9回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局
会議開催日時 令和2年9月11日(金)午後2時00分
会議開催場所 市役所 401・402会議室
出席者 会長 10番 中本 真人
農業委員会委員
1番 辻 英雄 2番 山本 利昭
3番 中井 啓二 4番 西口 まゆり
5番 池田 憲央 6番 北村 由子
7番 中谷 佳津代 8番 山田 義美
9番 染岡 政明
農地利用最適化推進委員
平尾 正隆 松尾 克巳
北本 光美 中尾 正人
井山 茂 奥野 通孝
高枝 敏治
欠席者 なし
説明者 事務局 局長 植島 秀史 局長補佐 杉原 廣重
係長 上田 修司 主査 増本 量俊
傍聴者 1名

議事次第

審議事項

1. 農地法第3条第1項の規定による許可承認について
2. 農家台帳に登載されていることの証明について
3. 農地利用集積計画に対する意見聴取について
4. 農地の造成工事に係る届出について

報告事項

1. 農地転用許可及び工事の進捗状況・完了の報告について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び「位置図」
- 農地の権利取得における下限面積要件の緩和に関する運用基準について
- 田んぼ、畑を貸したい方・借りたい方を募集しています！
(奈良県農地中間管理機構 公益財団法人 なら担い手サポートセンター)
- 不動産登記事務取扱手続準則、4条許可、5条許可における用途例
- 名刺（案）
- 生駒市農業委員会連絡先
- 利用状況調査地図（未配布の委員のみ）
- 農政なら

○局長 出席者数による会議の成立を確認。

傍聴人1名。

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中本真人会長に議事進行を依頼。

○議長 開会宣言

議事録署名委員の指名

7番 中谷 委員

8番 山田 委員

9番 染岡 委員

議案第1号議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の説明を事務局に依頼。

○主査 〔議案読み上げ〕

農地法第3条第1項は、農地の所有権移転や、賃貸借・使用貸借などの権利設定を行う場合、農業委員会の許可が必要であることから、申請が出てきたものである。

No.1の申請地の位置について

南田原交差点の北西約500mのところに位置する南田原町地内の農地1筆。

申請理由について

譲渡人は、諸事情で財産整理をしている最中で、本申請は破産管財人弁護士が申請するものである。今回、本農地を近隣で「株式会社あいのあぶら農園」という法人として約2,612㎡を営農している譲受人が法人でなく個人として、買い受けすることとなった。なお、あいのあぶら農園とは昨年9月に設立された法人で、主に近隣に小麦や竹チップの販売を行っている会社である。一般的な法人は、農地を所有することはできず、借用だけが可能であるが、今回はあくまで、株式会社あいのあぶら農園を営んでいる、譲受人が個人として農地を買い受けるということである。

要件について

耕作に必要な最低限の農機具等については必要分を所有しており、また農地取得の下限面積要件については、既に20アール以上あるので当該要件を満たしている。

現地調査について

今月7日に会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、とくに問題等はなかった。

No.2～3の申請地の位置について

高山八幡宮の西約500mのところの位置する高山町地内の農地2筆。

申請理由について

譲渡人は、関東に居住のまま、約8,000㎡の農地を一昨年前の3月に相続した。一方、譲受人は、もともと2,541㎡の農地を所有し、また他に637㎡の農地を借用し、計3,000㎡以上の農地を営農していたが、今年初め1月14日に審議があった、工業団地の青空資材置場・青空駐車場の転用（令和2年9月2日許可）に協力したため、2,541㎡の所有地とそこにあった農家小屋の全てを失ってしまった。この転用により失った農地の代替えとして、これら農地を取得すべく申請があった次第である。

要件について

耕作に必要最低限の農機具等については、既に所有しており、また農地取得の下限面積要件については、既に借用していた637㎡と今年5月に新しく借用した基盤法により借用した2,231㎡と合わせて30アール以上あるので、当該要件を満たしている。

現地調査について

今月7日に会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、とくに問題等はなかった。

以上のことから、これらの申請については、農地法第3条第2項の許可要件を満たしており、許可相当と考えられる。審議をお願いしたい。

- 議長 議案第1号のNo.1について地元推進委員へ補足説明を依頼。
- 委員 事務局の説明の通りで、現地確認も行い弁護士の方にも説明をした。問題ないと思われる。審議をお願いしたい。
- 議長 議案第1号のNo.2～3について地元推進委員へ補足説明を依頼。
- 委員 事務局の説明の通りである。現地確認も何回か行い、手入れ等の指導も行った。問題ないと思われる。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認。
〔「なし」の声あり〕
- 議長 異議の確認
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の承認を宣言。
議案第2号 「農家台帳に登載されていることの証明について」の説明を事務局に依頼。
- 主査 〔議案読み上げ〕
市街化調整区域内においては、新たに住宅等を建築することは、原則、認められてい

ないが、都市計画法第29条但し書きや同法34条の規定により、農家住宅や農業用倉庫等は、例外規定として、市街化調整区域内において建築することが認められている。

建築確認を始めとする各種申請に際しては、農家住宅等かどうかの確認のため、農家判定書、いわゆる農家証明の添付が義務付けられている。農家判定書の発行は、生駒市内の案件の場合、奈良県郡山土木事務所で行うが、判定書発行の条件の一つとして、調整区域内に営農をしている農地が10a以上あることが必要となっている。10a以上営農をしているかどうかの確認は、土木事務所ではなく農業委員会できないため、農家判定書発行の申請書を土木事務所に提出する前に、農家台帳に登載されていることの証明願いが農業委員会に提出される。農業委員会では10a以上の営農をしているかどうかを確認し証明書を発行している。その後、申請者は、郡山土木事務所に農家判定書の発行願いを提出し、郡山土木事務所が農家判定書を発行している。

農家台帳に登載されていることの証明の発行に際しては、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認の後、会長専決で証明書を発行しているため、通常は今回のように審議や報告等はない。しかし本議案の農地2筆については今年5月の当委員会にて、農用地利用集積計画書、つまり基盤法により農地に関する権利取得の承認を得たばかりで、生駒市の「農地の権利取得における下限面積要件の緩和に関する運用基準」の規定では、農家判定書の発行は既存就農者で農地の権利取得後1年間が経過していない場合は発行しないこととなっているが、「証明を発行することについてやむを得ない理由」に該当すると考えられることから、本委員会での審議をお願いするものである。

No.1の申請地の位置について

高山駐在所の南西約150mに位置する生駒市高山町地内の農地2筆。

申請理由について

申請者は、かつて北田原町地内の農地5筆2, 541㎡を所有、耕作し、またその農地に農家用倉庫を持っていた。昨年も一昨年前も、営農している。今年1月14日に「農地法第5条第1項の規定による許可申請」により、所有し耕作してきた農地および農家用倉庫の土地を青空資材置場、青空駐車場として提供することとなったため、代わりに、さきほど説明した議案1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」により高山町の農地2筆を取得するところであり、残り1筆に農家用倉庫を建てることを計画している。

この農家用倉庫は先ほど説明したように、建築基準法上の手続が必要で、農家判定書が取得できなければ手続ができない。申請者は、農地5筆2, 541㎡を所有している時点で農家判定書を交付申請していれば何も問題なく、証明書は交付されていたはずであったが、先に転用に協力して手放してしまったため、「農家判定書は1年間証明しない」という規定に触れてしまうこととなった次第である。今回議案にある農地の耕作については確かに1年経過していないが、昨年までは2, 541㎡の農地を耕作しており、活躍している農業者であることから、配布資料の「農地の権利取得における下限面積要件の緩和に関する運用基準」に規定する『止む得ない理由』に該当すると考えられるため、本委員会

の審議をお願いするものである。

現地調査について

今月7日に会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、とくに問題等はなかった。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

議案第2号 「農家台帳に登載されていることの証明について」の承認と証明書の発行を宣言。

議案第3号 「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」の説明を事務局に依頼。

○主査 〔議案読み上げ〕

No.1～4の申請地の位置について

たんだ橋バス停留所の西に約500メートルに位置する高山町地内の農地4筆。

申請理由について

農地の所有者は新規就農の方へ当該農地を貸与すべく、造成工事をおこなっていたが、先日8月31日にその完了の届出があった。

当該農地については、新規就農者である賃借人がいちご農家として営農する予定である。賃借人は小明町に居住しているが、過去に平群町のいちご農家のもとで修行を積んだ経験があり、今般新たに当該農地でハウスを建て、営農することとなった次第である。収穫時の出荷先については予定があり、経営上の問題はほぼないものと判断する。

要件について

今回借用する生駒市での経営耕地面積は、約25アールとなり、農地取得の下限面積要件である、20アール以上を満たすこととなる。

現地調査について

今月7日に会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、問題はなかった。

また7月には新規就農者面談を行ったが、当時農地造成が未完了ということであったため、造成工事が完了してから改めて当該案件であります集積計画書の手続きを行うということとしており、先月8月31日に工事が完了し良好な結果であったので報告する。

No.5～8の申請地の位置について

南田原町公民館の南西約100メートルから西に約400メートルの位置3箇所に点在する、南田原町地内の農地4筆。

申請理由について

この計画書にある、公益財団法人なら担い手・農地サポートセンターとは、橿原市内にある団体で、奈良県知事が理事長を務めており、奈良県内農地の集約・集積、つまり農地を借り受け、担い手に貸し付けを行う農地中間管理事業を専門的に推進している団体である。配布資料で団体のパンフレットを添付しているので、参考にしていただきたい。

なら担い手・農地サポートセンターについては、昨年度までは農業振興地域を持つ市町村でしか利用できなかったが、今年度から市街化調整区域の農地を持つ市町村であれば利用可能となった。よって、生駒市の市街化調整区域の農地であれば利用できるようになってきている。

この計画書は、所有者がなら担い手・農地サポートセンターに貸し付け、なら担い手・農地サポートセンターが借り受け人に農地を貸与するという一連の手続きを表しており、生駒市としては第1号の計画書である。4人の農地所有者が、なら担い手・農地サポートセンターに農地を提供し、4筆の農地を使用借人に貸与するというものである。

一方の使用借人は、サラリーマンとして電気メーカーに勤務していたが、会社を辞め、昨年秋の生駒市農業委員会が出展していた農のマッチングフェアやその後開催した農地見学会にも参加しており、ご自身が生駒市に居住していることから、生駒での農業を考え、準備をしていた。また、葛城の農園などでも経験を積み、多種の農業経営に係る資格を取得しスキルを高める一方、南田原町内で伝手を利用し農地を借りるべく話を進めていた。これを正式手続きとするため、なら担い手・農地サポートセンターを通じて農地を使用借人が借りる形式にしている。

要件について

譲受人は、耕作に必要最低限の農機具について購入済あるいは購入予定であり、また農地取得の下限面積要件については、今回新しく借用する農地が2, 763㎡となるので当該要件を満たしている。

作付け予定品目は、ナス、里芋、ミニトマト、サツマイモなどとなり5年後を目途に北田原町、南田原町を中心に農地を5, 000㎡に拡大する意向もある。

現地調査について

今月7日に会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、特に問題はなかった。また現地調査当日、新規就農者面談を行っており、取水の制限、予定作物の検討、農地が分散しているなど懸念事項があるとは言え、農地を有効に活用し、活躍してくれると考える。

以上のことから、議案第2号「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当しているので、特に問題ないと考える。審議をお願いしたい。

- 議長 意見・質問について出席委員へ確認。
- 委員 賃借人の年齢はどれぐらいか。年齢が高いと広い農地の営農は難しい。
- 主査 47歳である。先ほどの説明と重なるが、生駒市での営農を強く希望されており、農

地見学会においても熱心に質問されていた。実現できるかは現時点でわからないが、非常に意欲的であり期待が持てる方である。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第3号 「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」は、「問題なし」ということで、生駒市に回答することを宣言。

議案第4号 「農地の造成工事に係る届出について」の説明を事務局に依頼。

○主査 〔議案読み上げ〕

農地造成工事とは、農地の効率的な利用を追求した盛土、切土の行為であり、農地法の規定による転用許可等は不要だが、工事期間が6ヶ月以内の場合、生駒市では農地造成指導要綱に基づき、届出の提出が必要となっている。農業委員会は現地調査を行い、農地の効率的な利用が確保され、隣接地関係者の同意があることなど、協議・確認することとなっている。

農地造成届出については、審議により許可されると、申請者に許可書を発行することとなり、その後工事着手届、工事完了届を提出してもらうこととなる。

No.1の申請地の位置について

庄田自治会館から北東約250メートルに位置する高山町地内の農地1筆。

申請理由について

農地所有者である申請者は隣接する家屋の工事の中、工事業者の錯誤により相当量の土砂を農地に投棄された被害者である。隣の家屋の擁壁が弱く高さの最大が5mまでであるのに7mの高さがあり、その擁壁を補強しようとして土砂を投入したが、境界など分からずにしてしまったため、申請人の所有する農地に大量の土砂が投入されてしまった。この業者に謝罪を受けた上で、土砂の撤去を訴えていたが、投入された場所は進入路が狭いため重機の進入ができず、土砂の釣り下げによる取り除きについてもその重機を置く場所が軟弱な擁壁上で撤去が非常に困難であるということが判明し、仮に撤去できたとしても擁壁の補強がかなわないということもあり、結局は投入された土砂を均一に押し並べて高低差をなくすことで畑としてより良く利用するという事となった。また一昨年前の台風で破損していた2か所の用排水路は今回の工事で改修することとなっている。

本申請は、緊急的な施工および手続きという扱いで推し進めている。つまり既に工事は完了しており、追認を求めるべく審議案件としてあげた次第である。

現地調査について

今月7日に会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で、これまでの事情を含めて現地調査を行ったところ、隣接農地所有者や農家区長などの同意もあり、農地としての利用に支障がないものであると考える。

以上のことから、本申請の追認についてはとくに問題ないと考える。審議をお願いしたい。

○議長 議案第4号について地元推進委員へ補足説明を依頼。

○委員 事務局の説明のとおりである。田であったものが畑として整地されていた。支障なきものと思われる。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認
〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認
〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第4号 「農地の造成工事に係る届出について」の承認と受理書の発行を宣言。
報告第1号「農地転用許可及び工事の進捗状況・完了の報告について」
の説明を事務局に依頼。

報告第1号「農地転用許可の報告及び工事の進捗状況・完了の報告について」

○係長 〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、市街化調整区域の転用申請があり、奈良県知事による転用の許可及び転用者から工事の完了報告があったことの報告。

以上で報告を終了。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。
〔「なし」の声あり〕

○議長 「農業者年金の研修」についての報告を参加委員に依頼。

○委員 去る9月1日、桜井市の農業開発センターにおいて「令和2年度農業者年金加入推進特別研修会」が開催され、会長・局長・女性委員3名の計5名で出席した。加入推進の必要性について独立行政法人農業者年金基金理事長より説明を受けた。その他、加入者の体験談、家族経営協定と制度上のメリット、奈良県の加入推進取組についてなどの説明があった。また、兼業農家であっても年間60日農業に従事し、国民年金の第1号で20歳～60歳であれば加入できるので、近くにそのような方がおられたらよろしくお願ひしたい。

○議長 農業委員会としても農業者年金の加入推進に取り組んでいきたいと考えている。委員の皆さんにもご協力お願ひしたい。

「その他」について事務局に説明を依頼。

○主査 〔「田んぼ・畑を貸したい方・借りたい方を募集しています！（奈良県農地中間管理機構：公益財団法人なら担い手・農地サポートセンター）」、「不動産登記事務取扱手続準則、4条許可・5条許可における用途例」、「名刺（案）」〕について説明。

●「田んぼ・畑を貸したい方・借りたい方を募集しています！（奈良県農地中間管理機構 公益財団法人 なら担い手・農地サポートセンター）」

農業者などから農地を貸したい、借りたいなど相談を受けることがあった場合、

調整区域の農地であれば、このような機関を活用できることをお伝え願いたい。あくまで調整区域の農地だけで市街化区域は対象ではないので注意していただきたい。

資料の中に申込先として、「機構または市町村の窓口」と記載されているが、機構とはこのサポートセンターで、市町村の窓口とは生駒市役所の農林課となる。貸す側も借りる側も、このセンターや市役所の農林課を通じて手続きを進めていくことになる。貸す方は簡単に手続きできるが、借りる側については注意事項がある。既存の農家についてはそのままこのセンターの案内をしてもらってよいが、新規就農者についてはセンターに手続きする前に、農林課に必ず事前相談するようしていただきたい。

●不動産登記事務取扱手続準則、4条許可・5条許可における用途例

地目についての資料である。参考にしていきたい。

●名刺（案）

名刺の案を作成したので、確認後、訂正箇所・希望等あればその旨を記載していただき提出をお願いしたい。訂正等ない場合もそのまま提出をお願いしたい。

○係長 「〔農政ならNo.479〕、「生駒市農業委員会連絡先〕」について説明。

○局長 農業委員・農地利用最適化推進委員の勤務について、納税猶予、地目変更等の現地調査については推進委員の方が、審議事項等の現地調査については農業委員・推進委員の両名でお願いしたい。また、審議事項等の調査において2回目以降となるものは推進委員の方をお願いしたい。不明点があれば事務局に問い合わせしていただきたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

○委員 今回、農地中間管理機構を通じて第1号の新規就農者があったわけだが、これから生駒市でこのような新規就農が出てくる見通しはどのようなものか。行政はPRなどの活動は行っているのか。

○主査 見通しについては年間2～3人を目安としている。PR等についてはまず、マイナビという会社が主催している「農のマッチングフェア」が年2回ほどあり、それに応募してブースを出展している。もう一つ「新・農業人フェア」というイベントがあり、昨年末まではリクルートが主催していたが、そこにもブースを設け新規就農者を呼び込む活動をしている。どちらも大阪で行っているの、兵庫・四国といった他方面からの来場者があり、生駒市のブースに来られる方は、1回あたり大体10～20名である。景観や環境が良いということで生駒市に対する評判は良い。農業に対する意欲やスキルをどう磨いているのかということなどを聞きながら対応し、その後の農地見学会を案内している。よって人数は年2～3名ほどに絞られてくる。今回のサポートセンターを利用する案件も今後、出てくると思われる。ご協力いただきたい。

○委員 この前、新規就農の件で現地確認に行った現場は、近くに北倭土地改良区の水路があり水が潤沢である。そういった生駒の環境などの魅力を、これからもどんどん発信して行ってもらいたい。

- 係長 奈良県農業会議より募集があった「令和2年7月豪雨災害の義援金」については、他市町村に照会し、検討した結果、今回は見送ることになったことをお知らせする。
- 局長 議案第3号の案件において、今回初めて中間管理機構を利用した訳であるが、理由の1つとして次のものが挙げられる。50歳未満の新規就農者には農業次世代人材投資資金が支給されるが、その支給要件として「人・農地プラン」の策定が条件となっている。中間管理機構を通すことによって「人・農地プラン」の策定が不要となることもあり、今回利用することとなった。
- 中間管理機構は以前の農地バンクから名称変更した組織であるが、他市町村の状況を見ると積極的な農地登録はまだまだ少ない状態である。
- 議長 今回初めて利用する訳だが良い制度であるので、高齢化対策・担い手不足解消の1つの方法として、座談会等で推進してもらいたい。
- 主査 今回、利用状況調査で使用する地図を未配布の方に用意した。利用状況調査は9月2日からスタートしており1地区は完了している。続いて来週から2地区、5地区が開始されるので担当委員の方にはご協力よろしくお願ひしたい。その他の地区については、調査の打ち合わせについて連絡するので、よろしくお願ひしたい。
- 局長 新型コロナの関係で各種イベント・市役所の行事が中止となる中で、農業祭については開催されることとなった。開催場所の北コミュニティセンターと打ち合わせをしたところ、農業委員会で行う「葉ボタンの配布」と「親子芋掘り体験」の受付について、従来の方法では人が密になるため、方法を検討してもらいたいとの要望があった。委員の皆さんで検討お願ひしたい。

〈農業祭について検討〉

- 議長 意見・質問について出席委員へ確認。
[「なし」の声あり]
- 議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼。
- 局長 次回の日程について
- | | | | | |
|------|-----|-------|------|------------|
| 定例会 | 10月 | 9日(金) | 午後2時 | 401、402会議室 |
| 現地調査 | 10月 | 6日(火) | | |
- 前日10月5日(月)までに同行いただく委員に連絡する。
- 議長 閉会宣言

午後3時40分閉会

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、令和2年生駒市農業委員会第9回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

議席番号 7番 中谷 佳津代

議席番号 8番 山田 義美

議席番号 9番 染岡 政明
